

## 春の全国交通安全運動

☎ 総務課 ☎ 62-2111

4月6日(月)～15日(水)までの10日間、全国一斉に「春の全国交通安全運動」が実施されます。

今回は、「子どもを始めとする歩行者の安全の確保」を運動の基本として取り組みます。昨年県内では交通事故が大幅に減少しましたが、交通事故で死亡した方の半数近くは歩行中に亡くなっています。「交通死亡事故防止」を重点として取り組んでいきますが、そのためには、一人一人の交通安全意識の向上が課題となっています。

「交通安全は家庭から」、ご家族みんなで交通安全について話し合い、悲惨な交通事故に遭わないよう気を付けましょう。

これから、日が伸びるにつれ夕方外出する機会が増えますが、夜光反射材を身につけるなど、明るい服装を心がけましょう。

## ふるさと納税返礼品贈呈事業者募集

☎ 総務課 ☎ 62-2117

ふるさと納税の寄付者へ特産品等を贈呈する事業者を募集します。

ふるさと納税は、町にゆかりのある方や町を応援して下さる方が、寄附金を通じて鏡石町を応援するための制度です。町外在住者の方からの寄附については、感謝の気持ちとして特産品等の返礼品を贈呈しております。

全国に鏡石町をPRできる機会ですので、ぜひ多くの方の申込みをお待ちしております。

なお、町ではふるさと納税の申し込みをポータルサイトで受け付けており、事業者情報がインターネットに掲載されることとなりますので、事業者の方においては、町で委託するふるさと納税ポータルサイトへの登録が必須となります。

### ●募集条件

- ①地場産品の生産事業者であること
- ②ふるさと納税ポータルサイトへの登録をすること
- ③返礼品の画像提供が可能であること
- ④電子メールの送受信が可能であること など

広 告

**甘熟いちご 石井いちご園**

贈答用委託発送承ります！

**パート募集中！**

石井 文 訓

福島県岩瀬郡鏡石町高久田 123

TEL 0248-62-3917 FAX 0248-62-6030

URL <http://www.ishii-farm.com>

## 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

☎ 福祉こども課 ☎ 62-2210

この特別弔慰金は、戦没者等の遺族に対して国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等の死亡当時の遺族のうち、恩給法による公務扶助料等や遺族年金等の受給権のある方がいない場合に、支給順位により遺族の方一人に支給されますので、まだ請求されていない遺族の方は忘れずに請求してください。

### ●請求対象遺族

- ・令和2年4月1日(基準日)現在ご健在であること。
- ・その遺族が戦没者等死亡日以前に産まれていること。(子については戦没者等死亡当時の胎児も含む)
- ・恩給法による公務扶助料等や、戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等の受給権のある方がいないこと。

### ●支給順位

- ①弔慰金の受給権者 ②戦没者等の子
  - ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
  - ⑦戦没者等の葬祭を行った三親等内親族
  - ⑧⑦以外の三親等内親族
- (戦没者等が死亡当時、戦没者等と生計関係を有していることが条件となります)

※上記の方以外でも請求できる場合がありますので、詳しくは福祉こども課までお問い合わせください。

### ●支給内容

額面 25 万円、5 年償還の記名国債

### ●請求できる期間

令和2年4月1日～令和5年3月31日

## 鏡石町スポーツ振興支援事業補助金について

☎ 教育委員会 ☎ 62-2031

町では町民のスポーツ活動を支援するため、上位大会に出場するスポーツ団体・個人に激励金、指導者資格を取得される方に奨励金を交付しています。東北・全国大会に出場される方、指導者資格の取得をされる方は申請してください。

詳しくは教育委員会へお問い合わせください。

広 告

**HOPE** 小学生(算数・英語) 鏡石中学校から徒歩3分

中学生(5教科対応可) 1クラス4名までの少人数個別指導

**ホープ学習塾**

TEL 0248-94-5022

1クラス最大4名までの少人数制です  
1人1人に合わせて丁寧に指導いたします  
成績があがる最適な方法を一緒に見つけましょう

※ほとんどの塾が無い学年やキャンセル料の少ない塾もございますので、まずはお電話にてお問い合わせください  
方が一歩先の塾は是非ご検討ください

## 台風19号等による倒壊等建物の職権滅失登記について

☎ 福島地方法務局不動産登記部門  
地図整備・筆界特定室 ☎ 024-534-2048

福島地方法務局では、令和元年台風第19号及び令和元年10月25日大雨による倒壊等建物について、被災地区を有する市町村と連携し、被災された皆様の登記手続きの負担が少しでも軽減されるように、登記官の職権により建物の滅失登記を行うこととしました。

対象となるのは①自然倒壊(土砂災害等により倒壊または流失)した建物、②市町村により公費解体した建物、③個人で自費解体し費用の償還に該当する建物です。

なお、上記①～③の建物で、登記記録に附属建物のある建物において、主である建物のみまたは附属建物のみを解体した場合は、変更登記等(建物図面の添付)が必要となることから、今回の職権滅失登記の対象外となりますので、ご注意ください。

※福島地方法務局ホームページにも掲載しています。  
(<http://houmukyoku.moj.go.jp/fukushima/index.html>)

## 「男の料理教室」開催

☎ 花みずき会 会長 稲田 ☎ 62-3702

町内在住または町内に勤務されている60歳以上の男性の参加をお待ちしています。

- 日 時：4月19日(日)9時30分～
- 場 所：勤労青少年ホーム
- 対 象：町内の60歳以上の男性
- 会 費：500円
- 持参物：エプロン、バンダナまたは三角巾

## 4月1日より集会所や飲食店が原則屋内禁煙となりました

健康増進法の一部を改正する法律が平成30年7月25日に公布され、望まない受動喫煙の防止するための取り組みはマナーからルールへと変わりました。受動喫煙防止の取り組みについては段階的に進められており、令和元年7月1日には一部施行され、学校・病院・児童福祉施設・行政機関において原則敷地内禁煙となりました(※1)。

さらに、今回、令和2年4月1日には改正法が全面施行され、上記施設以外の施設等(飲食店や集会所等)において「原則屋内禁煙」(※2)となりました。

つきましては、集会所等の施設利用にあたり、受動喫煙が他者に与える健康影響について十分ご理解をいただき、屋内での禁煙について町民の皆様のご協力をお願いいたします。

- ※1 特定屋外喫煙場所での喫煙は可能。
- ※2 禁煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置は可能。

●問い合わせ先 健康環境課 ☎ 62-2115



くらしの情報  
information

## 教育育英資金寄付について

☎ 教育課 ☎ 62-3459

令和元年度に、次の方々から教育育英資金として寄付していただきました。ありがとうございました。

- 鏡石町衣料組合
- 匿名寄付者 1名 ※敬称略

## 土地・家屋等帳簿の縦覧について

☎ 税務町民課 ☎ 62-2114

鏡石町に固定資産を所有している方は、自己の固定資産の評価が適正であるかを判断できるよう、土地・家屋の評価額(所有者の情報を除く)を縦覧することができます。手数料は無料です。

- 日 時：4月1日(水)～6月1日(月)  
8時30分～17時15分
- 場 所：税務町民課
- 必要なもの  
本人であることが確認できるもの  
(運転免許証、マイナンバーカード等)